



熊本県公報

第13253号
令和5年(2023年)
8月4日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の変更…………… (") 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定…………… (") 3

公 告

- 道路の位置の指定…………… (建築課) 4
- 宇土・宇城広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に伴う案の縦覧…………… (都市計画課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 令和5年度(2023年度)熊本県登録販売者試験の実施…………… (薬務衛生課) 6

登 載 依 頼

- 令和5年度(2023年度)第1回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 7

告 示

熊本県告示第610号
介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和5年(2023年)8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人慈光会	介護老人保健施設ケアポート益城	上益城郡益城町安永1014	令和5年(2023年)8月1日	訪問リハビリテーション

熊本県告示第611号
介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和5年(2023年)8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人慈光会	介護老人保健施設ケアポート益城	上益城郡益城町安永1014	令和5年(2023年)8月1日	介護予防訪問リハビリテーション

熊本県告示第612号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年（2023年）8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
わおん八代 八代市海士江町2327番3	一般社団法人自立支援センターパール 宇城市小川町北新田623番地1 頼藤 忠継	共同生活援助	令和5年（2023年）8月1日

熊本県告示第613号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年（2023年）8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ファミリーリンクさーくる 人吉市蟹作町3677番地6	一般社団法人みらい 人吉市下原田町字荒毛83 千代村 泰桐	令和5年（2023年）8月1日	4350600161	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第614号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年（2023年）8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社寿楽	福祉用具寿楽	球磨郡多良木町多良木1388番地2ヤマダビル	令和5年（2023年）8月1日	福祉用具貸与
合同会社寿楽	福祉用具寿楽	球磨郡多良木町多良木1388番地2ヤマダビル	令和5年（2023年）8月1日	特定福祉用具販売

熊本県告示第615号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年（2023年）8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
------------	--------	---------	-------	---------

合同会社寿楽	福祉用具寿楽	球磨郡多良木町 多良木1388 番地2ヤマダビル	令和5年 (2023 年)8月1 日	介護予防福祉 用具貸与
合同会社寿楽	福祉用具寿楽	球磨郡多良木町 多良木1388 番地2ヤマダビル	令和5年 (2023 年)8月1 日	特定介護予防 福祉用具販売

熊本県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年（2023年）8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
宮竹小児科医院	水俣市陣内1丁目2-25	令和5年（2023年） 3月31日

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
福永薬局	宇土市本町6丁目24	令和5年（2023年） 5月31日
西本真生堂薬局 菊陽店	菊池郡菊陽町久保田273 3-15	令和5年（2023年） 4月30日

熊本県告示第617号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年（2023年）8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称 及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
牛島内科・消化 器内科クリニッ ク	名 称		令和5年（202 3年）4月24日
	牛島内科医院	牛島内科・消化器内 科クリニック	
A n d 坂本女性 クリニック	坂本産婦人科クリ ニック	A n d 坂本女性クリ ニック	令和5年（202 3年）3月28日

熊本県告示第618号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年（2023年）8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
宇城総合クリニック	宇城市松橋町豊福505番地	令和5年(2023年)4月1日
うえの整形外科クリニック	菊池郡菊陽町大字原水23	令和5年(2023年)6月1日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
那須&べいか歯科クリニック	人吉市灰久保町19-2	令和5年(2023年)5月1日
ありあけ歯科クリニック	玉名市天水町部田見2721-1	令和5年(2023年)6月1日
まつだ歯科クリニック	合志市須屋2972-1	令和5年(2023年)6月1日
永田歯科医院	菊池郡大津町室539-12	令和5年(2023年)4月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
みらい薬局	荒尾市川登1907-81	令和5年(2023年)7月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション泰山	八代市千反町2丁目13号4-1	令和5年(2023年)7月1日
訪問看護ステーションらばん	宇城市松橋町久具1718-15 ハイツビュー105号	令和5年(2023年)7月1日
あまてらす訪問看護ステーション かみましき	上益城郡益城町古閑55番地3-3棟	令和5年(2023年)4月1日

公 告

熊本県公告第479号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和5年(2023年)8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市東区下江津三丁目15番2号
- 2 築造者の氏名 株式会社熊本不動産ネット
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字引水字古荘谷844番1
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 71.60メートル
- 6 指定年月日 令和5年(2023年)7月19日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第105号

熊本県公告第480号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、宇土市及び宇城市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

令和5年(2023年)8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類

- 2 宇土・宇城広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
- 3 宇土都市計画区域及び宇城都市計画区域の全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
- 熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部技術管理課、宇土市建設部都市整備課及び宇城市土木部都市整備課
- 4 縦覧期間
- 令和5年(2023年)8月4日から令和5年(2023年)8月18日まで(行政機関の休日を除く。)

熊本県公告第481号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年(2023年)8月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ダイレックス山鹿店
山鹿市鹿校通一丁目1番24号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年(2024年)3月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,412平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 49台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 15台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 52平方メートル
建物南側 28平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 10.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地西側及び南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 8 届出年月日
令和5年(2023年)7月14日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課
令和5年(2023年)8月4日から令和5年(2023年)12月4日まで
- 10 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和5年(2023年)12月4日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第482号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字小合志原3822番1、同3822番4、同3822番5、同3822番6及び同3823番2、142.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区高平二丁目14番53号
株式会社川崎ハウジング

熊本県公告第483号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定による登録販売者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。
令和5年（2023年）8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験の期日及び場所
 - (1) 期日
令和5年（2023年）12月10日（日）
 - (2) 場所
熊本学園大学4号館 熊本市中央区大江二丁目5番1号
- 2 試験時間、試験項目及び問題数
試験時間、試験項目及び問題数は、次のとおりとする。

試験時間	試験項目	問題数
午前10時30分から午後0時30分まで	医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
	人体の働きと医薬品	20問
	医薬品の適正使用と安全対策	20問
午後2時から午後4時まで	主な医薬品とその作用	40問
	薬事に関する法規と制度	20問

- 3 受験手続等
 - (1) 受験申請書等の請求
受験申請書等は、熊本県のホームページに掲載するほか、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課で配布する。
なお、郵便により受験申請書等を請求する場合は、表面に「登録販売者試験受験申請書請求」と朱書した封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、120円分（1部請求の場合）の郵便切手を貼付した角形2号封筒）を同封の上、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に請求すること。
 - (2) 受験申請書等の提出期間
令和5年（2023年）8月21日（月）から9月1日（金）までとし、令和5年（2023年）8月21日（月）から9月1日（金）までの間の消印があるものを有効とする。
 - (3) 受験申請書等の提出先
受験申請書等の提出方法は書留（簡易書留も可）による郵送に限るものとし、封筒の表面に「登録販売者試験受験申込」と朱書きすること。
宛先 郵便番号 860-0846
熊本城東郵便局留
熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課宛て
 - (4) 提出書類
受験申請に当たって提出する書類は、次のとおりとする。
ア 登録販売者試験受験申請書
申請書の記入は、黒か青のボールペン又は万年筆で記入すること。シャープペンシルやフリクションボール等記入後に消せるものは使用不可とする。
イ 写真台帳
ウ 写真（提出前6か月以内に撮影した、縦5センチメートル、横4.5センチメートル程度の大きさのものとし、上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記し、写真台帳に貼付すること。）
 - (5) 受験手数料
13,000円
 - (6) 受験票の送付
受験申請書等の受付後、令和5年（2023年）11月初旬に受験者宛てに送付

- する。
- 4 正答及び合格基準の公表
令和5年(2023年)12月14日(木)午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に正答及び合格基準を掲示するほか、熊本県のホームページに掲載する。
 - 5 合格発表
令和6年(2024年)1月17日(水)午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示するほか、熊本県のホームページに掲載するとともに、合格者宛てに合格通知書を郵送する。
 - 6 問合せ先
 - (1) 試験問題に関する問合せ
熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2242
 - (2) 受験手続きに関する問合せ
熊本県登録販売者試験コールセンター
電話 096-325-8193 (平日午前9時から午後5時)
開設期間 令和5年(2023年)8月14日(月)から9月8日(金)まで

登載依頼**鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

令和5年度(2023年度)第1回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和5年(2023年)8月4日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
令和5年(2023年)8月23日(水)午後1時30分から(40分程度)
- 2 開催場所
熊本県鹿本総合庁舎3階 大会議室(山鹿市山鹿1026-3)
- 3 議題(予定)
協議事項
(1) 救急告示医療機関の更新審査について
(2) 第8次保健医療計画の策定について
報告事項
(1) 感染症の発生動向について
(2) 令和5年度(2023年度)健康危機管理・災害医療に係る研修・訓練等の実施計画について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
山鹿市山鹿1026-3
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局(熊本県山鹿保健所総務福祉課内)
(電話0968-44-4121)